

令和7年8月

該当学生各位

学生生活課学生支援係

標準修業年限超過者の授業料免除等申請について

標準修業年限を超えて在籍する者(標準修業年限超過者)が授業料の免除及び徴収猶予の対象となるのは、病気や留学により修業年限を超過した場合や本人の側の事情によらず論文の作成が遅れ修業年限を超過した場合など、標準修業年限超過に特別な事由があると認められる場合のみで、超過期間は原則として1年です。

特別な事由があると認められるかどうかは、事由調査書(本人作成及び指導教員作成の2種類)を提出いただき、これを基に会議により決定します。

申請希望者は、学生作成用の「標準修業年限超過者の授業料免除等申請対象事由調査書」(以下「事由調査書」という。)を作成のうえ、指導教員に教員作成用の事由調査書の作成を依頼し、授業料免除等の受付期間中に他の申請書類と一緒に窓口まで提出してください。

留学生の方は併せて「私費留学生授業料免除等の申請に係る指導教員所見」(所定用紙)の提出も必要です。

事由調査書の作成を依頼した指導教員には、授業料免除等の結果が判明次第、必ず結果の報告をしてください。

「授業料免除等申請対象事由調査書」記入にあたっての注意事項

以下の欄を参考に、具体的かつ丁寧に記入してください。

○病気、留学、その他特別な事由として認められる例

〔標準修業年限超過者の授業料免除等申請対象事由調査書は、「○病気、留学、その他特別な事由によるもの」の様式で作成してください。〕

- ・長期療養のため休学した場合
 - ・休学期間に満たない期間の病気(外傷を含む)のために単位修得ができなかった場合
 - ・単位修得試験当日の病気により単位修得ができなかった場合
 - ・留学によって必修科目等の修得が不可能な場合
 - ・出産、育児のため休学した場合
 - ・国等の要請に応じて休学して公益事業に参加した場合
 - ・学資負担者の不在により、学資獲得のためのアルバイト苦による場合
 - ・著しい経済苦が標準修業年限を超えた一因であると推察される場合
 - ・身体障害者であるため、学業を継続するうえで負担が大きい場合
- ※ いずれも、休学期間を除いた在学期間が標準修業年限を超える場合

○大学院生の論文作成によるものとして認められる例

〔標準修業年限超過者の授業料免除等申請対象事由調査書は、「○大学院生の論文作成によるもの」の様式で作成してください。〕

- ・膨大な資料収集や解析が必要な研究テーマに取り組んでいることから、論文作成に時間を要する場合
- ・高度な最先端技術の研究に取り組んでいることなどから、研究結果に不確かな部分が多く、研究期間を延長することにより、良好な研究結果が望める場合
- ・海外や国内の他の研究施設等での実験施設、器具の利用がなければ研究成果が得られないなどの理由により、大学においての単位修得が不可能な場合
- ・実験等のデータが研究テーマの方針どおりのものとならないことから、研究テーマの変更をしたために論文作成が遅延している場合

(学生作成用)

標準修業年限超過者の授業料免除等申請対象事由調査書

○病気、留学、その他特別な事由によるもの

[illegible]

(学生作成用)

標準修業年限超過者の授業料免除等申請対象事由調査書

○大学院生の論文作成によるもの

[illegible]

各指導教員 殿

学生生活課学生支援係(内線3258)

「標準修業年限超過者の授業料免除等申請対象事由調査書」の作成について(依頼)

標記のことについて、貴殿の指導学生が2025年度後期分の授業料免除申請を希望しています。つきましては、別紙「標準修業年限超過者の授業料免除等申請対象事由調査書」(以下「事由調査書」という。)の作成について、何かとご多用のところ申し訳ありませんが、下記によりお取扱いただきますようよろしくお願い致します。

記

- ・ 指導教員意見について

授業料免除の申請を希望する学生と面談等により状況を確認していただいたうえでご記入願います。なお、参考まで本学で標準修業年限を超過した学生が授業料免除を認められる事例について裏面のとおり例示します。

- ・ 事由調査書の提出について

申請者本人が所定の期間内に他の申請書類と一緒に学生生活課学生支援係に提出することになっています。事由調査書を作成後、厳封のうえ、本人にお返し下さい。本人に渡さず直接窓口を持参していただく場合は厳封は不要です。直接窓口を持参していただく場合はその旨を学生に伝えてください。

- ・ 提出期間について

2025年10月8日(水)～ 2025年10月10日(金) ※土日除く
10:00～13:00、14:00～16:30

- ・ その他

免除等の結果については、結果通知後(12月下旬～1月中旬)に本人より指導教員へ報告するように伝えてありますので、よろしくお願いします。

「標準修業年限超過者の授業料免除等申請対象事由調査書」の様式(Excel)もございますので、必要な場合は、学生生活課学生支援係(syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp)までご連絡ください。

《参考》

■標準修業年限超過者が授業料免除等の申請対象者として認められる事例

- (1) 病気等により標準修業年限を超過している場合
 - ・長期療養のため休学した場合
 - ・休学期間に満たない期間の病気(外傷を含む)のために単位が修得できなかった場合
 - ・単位修得試験当日の病気により単位修得が出来なかった場合
- (2) 留学等により標準修業年限を超過している場合
 - ・留学により必修科目等の修得が不可能な場合
 - ・外国への語学研修等により必修科目の修得が不可能な場合
- (3) 大学院の論文が未完成のため標準修業年限を超過している場合
 - ・膨大な資料収集・解析が必要な研究テーマに取り組んでいることから、論文作成に時間を要することが明白である場合
 - ・高度な先端技術の研究に取り組んでいることなどから、研究結果に不確かな部分が多く研究期間を延長することにより、良好な研究結果が望める場合
 - ・海外・国内の他の研究施設等での実験施設・器具の利用がなければ研究成果が得られないなどの理由により、大学においての単位修得が不可能な場合
 - ・実験等のデータが研究テーマの方針どおりのものとならないことから、研究テーマの変更をしたために論文作成が遅延している場合
- (4) その他の事由により標準修業年限を超過している場合
 - ・出産・育児のため休学し、標準修業年限を超過している場合
 - ・国等の要請に応じて休学して公益事業に参加したことにより、標準修業年限を超過している場合
 - ・著しい経済苦が標準修業年限超過の一因であると推察される場合
 - ・本人が身体障害者のため学業継続の負担が大きく標準修業年限を超過している場合
- (5) 学生支援室が(1)～(4)までの事例と同等以上の事由があると特に認めた場合
 - ※授業料免除等の申請の対象者として認められるかは別紙事由調査書を基に個別に事情を審査します。

■授業料免除等の対象者として認められる標準修業年限超過期間

- ・原則は1年です。

※それ以上の標準修業年限超過者については、事由調査書を基に学生支援室で審査のうえ、真にやむをえない事情があると特に認められた場合のみ授業料免除等の申請対象とします。

(指導教員作成用)

標準修業年限超過者の授業料免除等申請対象事由調査書

1. 学生所属・氏名

西曆	年入学
----	-----

学部 _____ 学科 _____ コース _____

人間文化総合科学研究科 博士 課程 専攻

学籍番号 氏 名

2. 指導教員意見

[illegible]

年 月 日

指導教員氏名